

奈良市地域防災計画

(令和7年度修正)

令和8年3月

奈良市防災会議

目次

第1章 総則

第1節 総則	1-1
第1項 目的	1-1
第2項 計画の概要	1-2
第2節 地域の条件	1-4
第1項 自然的条件	1-4
第2項 社会的条件	1-9
第3節 災害の想定	1-11
第1項 風水害	1-11
第2項 地震災害	1-14
第3項 その他の災害	1-21
第4節 防災ビジョン	1-22
第1項 防災対策の基本方針	1-22
第2項 防災施策の大綱	1-24
第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	1-26
第6節 市民・事業所の基本的責務	1-27
第1項 市民の役割	1-27
第2項 地区自主防災防犯組織の役割	1-28
第3項 事業所の役割	1-29
第7節 財政措置	1-30
第8節 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画	1-31

第2章 災害予防計画

第1節 災害軽減のための計画	2-1
第1項 水害予防計画	2-1
第2項 土砂災害予防計画	2-7
第3項 火災予防計画	2-13
第4項 農林予防計画	2-17
第2節 災害に強いまちづくり計画	2-19
第1項 防災都市計画	2-19

第2項	建築物予防計画	2-21
第3項	文化財災害予防計画	2-23
第4項	危険物等予防計画	2-25
第5項	廃棄物予防計画	2-28
第6項	中山間地の孤立化対策	2-29
第7項	避難地等整備計画	2-31
第8項	避難誘導體制の整備計画	2-39
第9項	緊急輸送施設等の整備計画	2-42
第10項	支援・受援体制の整備計画	2-46
第11項	災害広報体制の整備計画	2-48
第12項	火葬場等の確保	2-50
第13項	応急住宅等供給体制の整備	2-51
第3節 災害に強い市民づくり計画		2-52
第1項	防災訓練計画	2-52
第2項	防災知識普及計画	2-55
第3項	要配慮者対策計画	2-58
第4項	外国人・観光客対策計画	2-62
第5項	帰宅困難者対策計画	2-64
第6項	自主防災防犯組織等整備計画	2-66
第7項	災害ボランティアの活動環境の整備計画	2-71
第8項	消防団員による地域防災体制の充実強化	2-73
第9項	文教対策の推進	2-75
第4節 災害抑止のための計画		2-77
第1項	防災資機材・食糧等備蓄計画	2-77
第2項	防災施設整備・活用計画	2-81
第3項	緊急地震速報の活用計画	2-82
第5節 ライフラインに関する計画		2-83
第1項	通信施設予防計画	2-83
第2項	電力施設予防計画	2-85
第3項	ガス施設予防計画	2-91
第4項	鉄道施設予防計画	2-93
第5項	道路施設予防計画	2-95
第6項	水道施設予防計画	2-96
第7項	下水道施設予防計画	2-98
第6節 調査・研究計画		2-99

第3章 風水害等災害応急対策計画

第1節 応急対策のための体制整備	3-1
第1項 防災組織	3-1
第2項 災害警戒体制	3-2
第3項 奈良市災害対策本部	3-5
第4項 奈良市応援本部	3-15
第2節 被害状況に応じた応急救助の適用計画	3-16
第1項 災害救助法適用計画	3-16
第3節 応援協力の確保に関する計画	3-20
第1項 自衛隊災害派遣要請計画	3-20
第2項 広域応援要請計画	3-21
第3項 労務供給対策計画	3-22
第4項 災害ボランティア活動支援計画	3-26
第5項 海外支援の受入れ計画	3-27
第6項 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）	3-29
第4節 情報収集・通信等に関する計画	3-30
第1項 通信対策計画	3-30
第2項 情報収集・伝達計画	3-34
第3項 被害状況の把握・調査報告計画	3-41
第4項 住家被害認定調査・罹災証明書発行計画	3-46
第5項 災害広報計画	3-50
第5節 災害時の現場活動に関する計画	3-55
第1項 水防対策計画	3-55
第2項 消防対策計画	3-55
第3項 緊急輸送対策計画	3-62
第4項 ヘリコプター利用計画	3-65
第5項 交通規制計画	3-67
第6項 障害物の除去対策計画	3-70
第7項 被災宅地危険度判定計画	3-73
第8項 文化財対策計画	3-74
第9項 災害警備対策計画	3-77
第6節 避難救助等に関する計画	3-79
第1項 避難対策計画	3-79
第2項 救助対策計画	3-94
第3項 救急対策計画	3-97
第4項 遺体の捜索・処理・火葬等計画	3-98

第7節	民生安定等に関する計画	3-103
第1項	食糧供給対策計画	3-103
第2項	飲料水供給対策計画	3-107
第3項	生活必需品給(貸)与計画	3-110
第4項	救援物資の受入れ供給計画	3-113
第5項	保健等対策計画	3-114
第6項	避難行動要支援者(要配慮者)対策計画	3-117
第7項	外国人・観光客・帰宅困難者対策計画	3-120
第8項	救急医療助産対策計画	3-122
第9項	文教対策計画	3-127
第10項	住宅対策計画	3-131
第11項	義援金受入れ計画	3-136
第8節	環境衛生に関する計画	3-138
第1項	防疫対策計画	3-138
第2項	食品衛生対策計画	3-141
第3項	愛玩動物の収容計画	3-142
第4項	廃棄物処理計画	3-143
第5項	被災地環境保全計画	3-148
第9節	ライフラインに関する計画	3-150
第1項	ライフライン情報収集・伝達計画	3-150
第2項	通信施設応急対策計画	3-151
第3項	電力施設応急対策計画	3-155
第4項	ガス施設応急対策計画	3-160
第5項	鉄道施設応急対策計画	3-162
第6項	道路施設応急対策計画	3-163
第7項	水道施設応急対策計画	3-165
第8項	下水道施設応急対策計画	3-167
第10節	危険物等災害に関する計画	3-168
第1項	危険物施設災害	3-168
第2項	高圧ガス・LPガス貯蔵施設等災害	3-170
第3項	火薬類貯蔵施設災害	3-172
第4項	毒物・劇物保管施設	3-173
第5項	放射性物質保管施設災害	3-174
第6項	原子力災害対策	3-175
第11節	突発重大事故災害に関する計画	3-176
第1項	突発重大事故災害の種類	3-176
第2項	応急対策	3-177

第4章 地震災害応急対策計画

第1節 震災時の応急対策のための体制整備	4-1
第1項 防災組織	4-1
第2項 初動活動計画	4-4
第3項 応急活動計画	4-11
第4項 災害救助法適用計画	4-14
第2節 応援協力の確保に関する計画	4-15
第1項 自衛隊災害派遣要請計画	4-15
第2項 広域応援要請計画	4-15
第3項 災害ボランティア活動支援計画	4-15
第4項 海外支援の受入れ計画	4-15
第5項 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）	4-15
第3節 震災時の情報収集・通信等に関する計画	4-16
第1項 通信対策計画	4-16
第2項 地震情報収集・伝達計画	4-16
第3項 被害情報収集・連絡計画	4-17
第4項 住家被害認定調査・罹災証明書発行計画	4-20
第5項 災害広報計画	4-24
第4節 震災時の現場活動に関する計画	4-25
第1項 消防対策計画	4-25
第2項 緊急輸送対策計画	4-28
第3項 ヘリコプター利用計画	4-28
第4項 交通規制計画	4-28
第5項 道路・河川障害物除去計画	4-28
第6項 住宅障害物の除去対策計画	4-28
第7項 被災建築物応急危険度判定計画	4-29
第8項 被災宅地危険度判定計画	4-30
第9項 二次災害の調査・応急対策計画	4-31
第10項 文化財対策計画	4-36
第11項 災害警備対策計画	4-36
第5節 震災時の避難救助等に関する計画	4-37
第1項 避難対策計画	4-37
第2項 救助対策計画	4-46
第3項 救急医療助産対策計画	4-46
第4項 医薬品・医療資機材の確保計画	4-46
第5項 遺体の捜索・処理・火葬等計画	4-46

第6節	震災時の民生安定等に関する計画	4-47
第1項	食糧供給対策計画	4-47
第2項	飲料水供給対策計画	4-47
第3項	生活必需品給（貸）与計画	4-47
第4項	救援物資の受入れ供給計画	4-47
第5項	保健等対策計画	4-47
第6項	入浴施設確保計画	4-48
第7項	避難行動要支援者（要配慮者）対策計画	4-49
第8項	外国人・観光客・帰宅困難者対策計画	4-49
第9項	文教対策計画	4-50
第10項	被災住宅応急修理計画	4-52
第11項	応急仮設住宅の供給計画	4-52
第12項	義援金受入れ計画	4-52
第7節	環境衛生に関する計画	4-53
第1項	廃棄物処理計画	4-53
第2項	被災地環境保全計画	4-59
第3項	食品衛生対策計画	4-59
第4項	愛玩動物の収容計画	4-59
第8節	通信・電力・ガス施設応急対策計画	4-60
第1項	ライフライン情報収集・伝達計画	4-60
第2項	ライフライン復旧連絡会	4-61
第3項	通信施設応急対策計画	4-62
第4項	電力施設応急対策計画	4-66
第5項	ガス施設応急対策計画	4-67

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧	5-1
第2節 災害復旧に伴う財政援助の確保	5-7
第3節 民間施設等の災害復興資金対策	5-10
第4節 民生安定計画	5-15
第5節 災害復旧・復興計画の策定	5-18
第6節 特定大規模災害発生時の復興計画	5-20

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	6-1
第2節 関係者との連携協力の確保	6-2
第1項 資機材、人員等の配備手配	6-2
第2項 他機関に対する応援要請	6-3
第3項 帰宅困難者への対応	6-4
第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	6-5
第1項 避難指示等の発令	6-5
第2項 避難対策等	6-6
第3項 消防機関等の活動	6-8
第4項 ライフライン関係	6-9
第5項 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	6-12
第6項 迅速な救助	6-14
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	6-15
第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	6-15
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	6-15
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-17

第6節 防災訓練計画	6-19
------------	------

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	6-20
--------------------------	------

第7章 水防計画

第1節 総則	7-1
--------	-----

第2節 水防の責任	7-2
-----------	-----

第3節 水防体制	7-3
----------	-----

第4節 気象状況とその措置	7-5
---------------	-----

第5節 水防警報及び氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）	7-6
------------------------------	-----

第6節 ダム、ため池、調整池、井堰等の操作	7-12
-----------------------	------

第7節 水防用設備、資材、器具	7-15
-----------------	------

第8節 輸送	7-16
--------	------

第9節 水防警戒体制と出動	7-17
---------------	------

第10節 水防信号	7-19
-----------	------

第11節 決壊の通報並びに決壊後の処置	7-20
---------------------	------

第12節 避難のための立退き	7-21
----------------	------

第13節 費用負担と公用負担	7-22
----------------	------

第14節 優先通行の標識と水防職員証明書	7-24
----------------------	------

第15節 水防解除	7-26
-----------	------

第 16 節 水防記録と水防報告	7-27
第 17 節 応援の要請等	7-29
第 18 節 非常通報	7-30
第 19 節 水防訓練	7-31